

対象品目:全品目

規範項目

24

農薬のラベルの確認と表示内容の遵守

規範の必要性や背景

*農薬は、使い方を間違えると生物や環境に影響を与えてしまう恐れがあります。各農薬には、農作物への残留や水産動植物への影響に関する基準が設定され、安全性が確保できるように、使用時期、使用濃度、使用回数などが定められています。農薬を使用する者は、法律でこの使用基準の遵守が義務付けられています。

取組事項

○農薬を使用する際は、ラベル等をよく確認し、適切に使用する。

登録内容(適用作物、使用量と希釈倍数、使用時期、総使用回数等)を確認し、十分な注意を払って使用する。

○名称や形状が似ている作物については、適用作物になっているかどうかを十分に確認してから使用する。

○農薬の使用状況が分かるよう、農薬使用簿に散布の状況を記録する[規範項目31(68ページ)参照]。

*作物に付着した農薬を摂取しても人の健康に影響がない量として、作物ごとに農薬の残留基準が定められており、これを超えないようにするためには、試験で確かめられた一定の農薬の使用法(使用時期、使用濃度、使用回数など)を守ることが前提。

解説

農薬のラベルには、使用方法が記載されていますので、これに従って使用しましょう。

●農薬ラベルの記載

- ①農薬を使用できる農作物
- ②農薬の使用量
- ③農薬の希釈倍数
- ④農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間)
- ⑤農作物に対して使用できる本剤及び有効成分の総使用回数(使用する前に記録簿を確認)
 - *製品名が異なっても同じ有効成分が含まれる場合があります。製品の農薬名だけで数えると、同じ作物に使用する(した)他の農薬で、同一の有効成分を含むものがあつた場合、回数超過(使用基準違反)になる恐れがありますので、十分に注意してください。
- ⑥農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない)
- ⑦農薬の使用上の注意

●農薬のラベル記載例と使用前の確認事項

殺菌剤

【用途】 殺虫剤, 殺菌剤, 除草剤
などの用途

【登録番号】

農林水産省の登録番号の有無を確認しましょう。
(この登録番号のない農薬は使用できません。)

農林水産省登録第●●号

〇〇〇水和剤

有効成分 ◆◆◆◆ 30.0%
性状 類白色水和性粉末 45μm以下

【適用表】 使用基準を確認しましょう

□適用のある作物 □希釈倍数 □液量
□使用時期 □総使用回数 □使用方法

【適用病害と使用方法】

作物名	適用病害虫	希釈倍数 (倍)	散布液量	使用時期 (収穫前)	総使用回数		使用 方法
					本剤	◆◆◆◆	
なす	うどんこ病	3,000~5,000	100~ 300 ℓ/10a	前日	5回	5回	散布
	すすかび病	3,000					
きゅうり	うどんこ病	3,000~5,000	100~ 300 ℓ/10a	前日	5回	5回	散布
	黒星病	3,000					

*この剤と同じ有効成分(◆◆◆◆)を含む農薬を使用する場合、この総使用回数を超えないように使用してください。

【効果・薬害等の注意】

・うり類の幼苗期には、濃緑化症状および生育抑制が生ずることがあるので、使用しないでください。
・蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにしてください。

【安全使用上の注意】

・使用の際は、農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン、長袖の作業服などを着用してください。
・本剤が目に入らないように注意してください。目に入った場合は直ちに水洗いし、眼科医の手当てを受けてください。

最終有効年月(西暦下2けた) 15. 10

【効果・薬害の注意】

作物に対する効果的な使い方や、薬害を避ける方法を確認する。

【最終有効年月】

有効期限を確認し、計画的に使用する。

【安全使用上の注意】

使用時の保護具、水産動物への影響、保管等に関する注意事項を確認する。

●誤認しやすい適用作物と使用状況の記録について

使い慣れた農薬でも、記憶違いや、誤った解釈、あるいは登録内容の変更などがあり得ますので、使用前には必ずラベルの記載事項を確認してから使用するようにしてください。特に適用作物については、間違いやすいものもありますので注意が必要です(表)。また、農薬は使用回数が限られますので、延べ使用回数をさかのぼって確認出来るように、ほ場ごとに農薬の使用実績を記録しておくことが必要です。農薬の使用状況の記録を必ず作成しておくようにしましょう[規範項目31(68ページ)参照]。

表 誤認しやすい適用作物例

	作物名
1	ブロッコリー と 茎ブロッコリー
2	トマト と ミニトマト
3	ねぎ と わけぎ と あさつき
4	キャベツ と 芽キャベツ
5	シエンギク と キク と 食用ギク
6	ニンニク と 葉ニンニク
7	未成熟トウモロコシ と ヤングコーン(ベビーコーン)
8	タマネギ と 葉タマネギ

◆参考情報

農林水産省/農薬コーナー <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>(農林水産省HP)

◆関連法令等

・農薬を使用するものが遵守すべき規準を定める省令

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html(農林水産省HP)